権利価額　五、六九五、九六五円
清算金　交付四四四円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付四四四円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字下元屋敷二七四七番
地目　田
地積　一八八㎡
権利価額　五、四七一、五九七円
換地処分後の土地
街区番号　一三街区二―二画地
所在　一宮市伝法寺二丁目八番三
地目　畑
地積　一一四・一九㎡
権利価額　五、二二六、三六一円
街区番号　一三街区三―四画地
所在　一宮市伝法寺二丁目八番六
地目　畑
地積　五・三五㎡
権利価額　二四二、四九八円
清算金　交付二、七三八円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付二、七三八円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字東流二九三七番
地目　畑
地積　六六㎡
権利価額　二、〇四六、四三三円
換地処分後の土地
街区番号　七二街区一九画地
所在　一宮市伝法寺十一丁目二番二三
地目　畑
地積　四八・七〇㎡
権利価額　二、〇四五、一七五円
清算金　交付一、二五八円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付一、二五八円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字東流二九四一番
地目　田
地積　二九㎡
権利価額　八八四、八一八円

換地処分後の土地
街区番号　七二街区一八画地
所在　一宮市伝法寺十一丁目二番二二
地目　畑
地積　二一・〇六㎡
権利価額　八八四、四一一円
清算金　交付四〇七円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付四〇七円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字西野田三〇四六番
地目　畑
地積　五二㎡
権利価額　一、五二一、〇七〇円
換地処分後の土地
街区番号　七二街区一七画地
所在　一宮市伝法寺十一丁目二番二一
地目　畑
地積　三六・二二㎡
権利価額　一、五二一、〇七〇円
清算金　〇円
仮清算金　〇円
清算金精算額　〇円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字西野田三〇八八番
地目　田
地積　一五八㎡
権利価額　四、七五〇、八〇〇円
換地処分後の土地
街区番号　七二街区二一画地
所在　一宮市伝法寺十一丁目二番二五
地目　畑
地積　一〇四・三二㎡
権利価額　四、七四七、六一八円
清算金　交付三、一八二円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付三、一八二円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字八幡南四九〇四番一
地目　畑
地積　七九㎡
権利価額　二、九四〇、六八六円

換地処分後の土地
街区番号　七二街区二〇画地
所在　一宮市伝法寺十一丁目二番二四
地目　畑
地積　六五・三六㎡
権利価額　二、九四〇、二四二円
清算金　交付四四四円
仮清算金　〇円
清算金精算額　交付四四四円
右記　三輪　貞助に対する通知の内容
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字本郷四七二六番
地目　宅地
地積　一九八・三四㎡
権利価額　八、〇〇三、〇六三円
換地処分後の土地
街区番号　一四七街区二〇画地
所在　一宮市伝法寺八丁目七番二〇
地目　宅地
地積　一九八・四五㎡
権利価額　八、〇〇七、六一四円
清算金　徴収四、五五一円
仮清算金　〇円
清算金精算額　徴収四、五五一円
従前の土地
所在　一宮市丹陽町伝法寺字本郷四七二七番
地目　畑
地積　八二㎡
権利価額　三、三八八、九七八円
換地処分後の土地
街区番号　一四七街区一九画地
所在　一宮市伝法寺八丁目七番一九
地目　畑
地積　八二・〇〇㎡
権利価額　三、三八八、九七八円
清算金　〇円
仮清算金　〇円
清算金精算額　〇円

教示

一　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、一宮市長に審査請求をすることができます。

二　この処分について不服がある場合は、右記一の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、一宮伝法寺土地区画整理組合を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを一宮伝法寺土地区画整理組合において掲示する。

平成二十九年二月二十日

愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西雨野二二四六番地二

一宮伝法寺土地区画整理組合

理事長　伊串伊三夫

債権申出の公告

当社は、平成二十九年一月三十日付で破産手続終結決定がなされましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年一月十八日開催の株主総会の決議により、当職らが清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

札幌市東区北六条東六丁目二番地三

株式会社多加良屋

代表清算人　弁護士　尾﨑　**英雄**

清算人　弁護士　島津　宏興

連絡先　札幌市中央区大通西一二丁目四番あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル六階　尾﨑**英雄**法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年十二月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項一号に該当し、終了いたしました。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月二十日

神戸市中央区港島中町七丁目一番一

株式会社アシックス

規約型確定給付企業年金清算人

佐藤　明